

鹿児島市建設工事等の入札契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市が発注する建設工事並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）の入札契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 鹿児島市職員定数条例（昭和42年4月29日条例第10号）第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員及び同項第5号に規定する教育委員会の事務部局の職員をいう。
- (2) 不当な情報提供要求 建設工事等の入札及び契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称又は数
 - イ 指名競争入札の指名業者の名称又は数
 - ウ 予定価格（設計額及び入札書比較価格を含む。）
 - エ 最低制限価格
 - オ 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格
 - カ 総合評価方式に係る技術評価点
 - キ その他入札及び契約に関する秘密に属する情報
- (3) 不当な働きかけ 職員に対して建設工事等の入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適當な行為を行うことを要求することをいう。
- (4) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供要求等記録簿」（様式第1。以下「記

録簿」という。)を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録簿を作成し、所属長(当該職員の所属する課又は課に準ずる組織の長をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについての意見を記録簿に付記するとともに、その内容を所属する事務部局の部長(以下「所属部長」という。)及び局長(以下「所属局長」という。)に報告するものとする。

3 所属局長(ただし、教育委員会の事務部局にあつては教育委員会事務局管理部長とする。)は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かを判断し、その結果について所属部長を通じて所属長へ通知し、不当な情報提供要求等に該当すると判断したものについては、市長及び副市長に報告するとともに、記録簿の写しを契約課長に送付するものとする。

4 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、記録簿にその結果を付記するとともに、記録簿を適正に保管しなければならない。

(公表等)

第5条 契約課長は、前条第3項の規定による記録簿の写しの送付を受けたときは、その内容を財政部長及び企画財政局長に報告するものとする。

第6条 企画財政局長は、第4条第3項及び前条の規定による報告に基づいて、「不当な情報提供要求等一覧表」(様式第2)を作成し、随時公表するものとする。

2 市長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年5月29日)第1条に規定する有資格業者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、同要綱に基づいて当該有資格業者に対して指名停止の措置を行うものとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。